

選挙ポスターの公費負担制度における
税金の使い方は適正か本気で考えましょう。
選挙ポスターの問題は都知事選で騒がれている問題だけじゃない！

概要

公職選挙法で定める選挙ポスターの公費負担について、公費負担の上限額と実際にかかる作成費用、市場価格が実態に即していないのではないかという懸念がある。選挙にかかる費用は大きく、税金の効率的な運用および政治と特定業界との癒着を防止するという観点からも、選挙ポスターの公費負担は適正であるか調査・検証を行った

目的：

- ① 税金の効率的な運用という観点から、選挙ポスターの公費負担額が適正であるかを調査する
- ② 特定業界（印刷業界）との癒着を防止するため、市場価格から剥離された課題な公費負担請求がなされていないか、実態を調査する

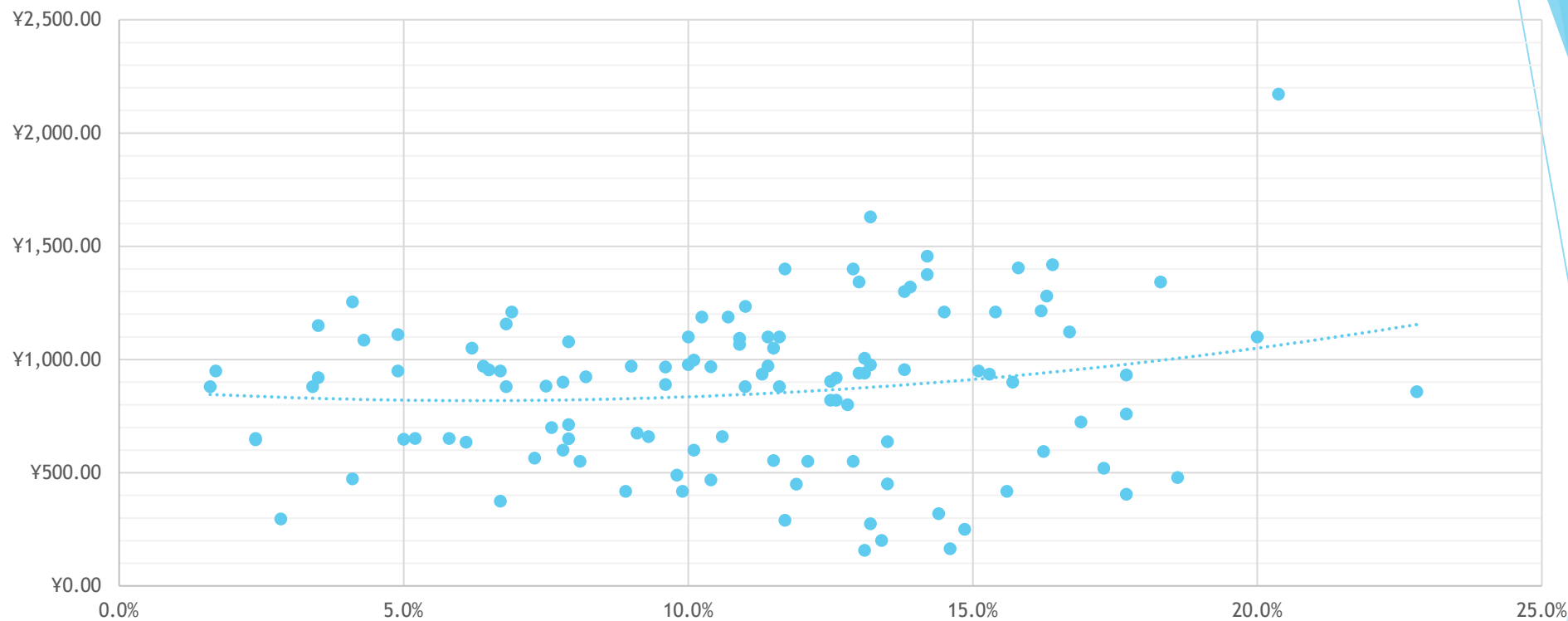
方法：

- ① 複数の国政選挙、地方選挙における各候補者のポスター作成費用等について、いくらかかっているのか、公費負担上限額はいくらなのか、情報公開請求によってデータを収集した
- ② 当該選挙における各候補者の得票率等のデータと、ポスターの作成費用については相関関係があるのかどうかデータをプロットし分析・検証を行った

現在のポスター代金のルールは？ (公職選挙法施行令第110条の4第2項第1号)

- ▶ 選挙ポスターの作成費用の上限については、公職選挙法施行令第110条の4第2項第1号に定めが置かれている。
- ▶ ポスター掲示場の数が500以下である場合は541円31銭に掲示場の数を乗じた金額。
- ▶ 500を超える場合には、58万6905円(=31万6250円+27万655円)+28円35銭×500を超える数となる。
- ▶ 基礎自治体の議員及び長の選挙については自治事務であることから(国会議員の選挙及び都道府県の議員及び知事の選挙は法定受託事務。地方自治法の別表第一及び第二より) 各自治体において上限額は自由に決めることが可能。

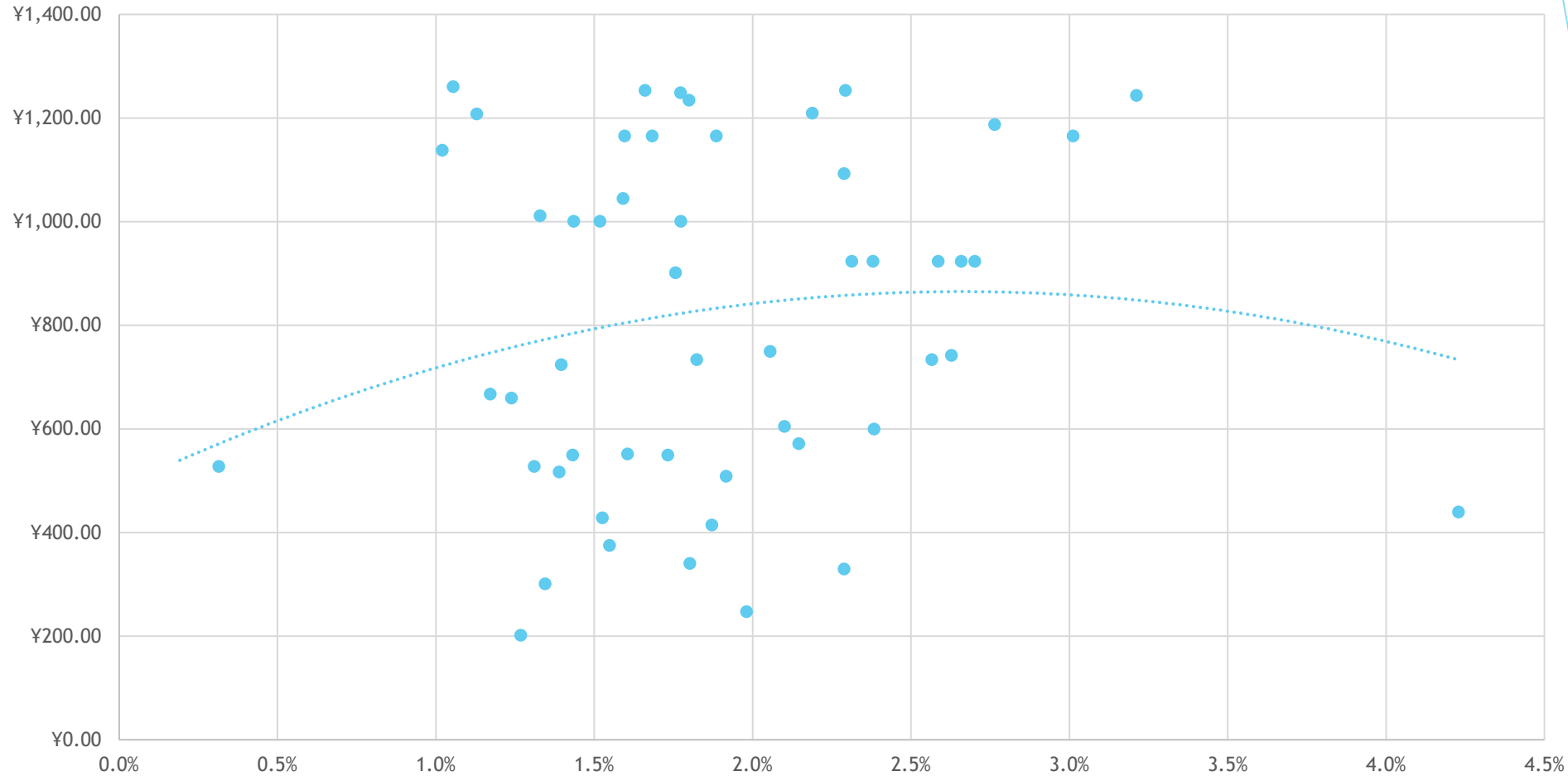
2021年6月25日告示 都議会議員選挙



▶各候補者のポスター1枚あたりの単価（縦軸）×各候補者の得票率をプロットした

ポスター1枚あたりの平均額は869.19円
掲示場数は347～897カ所

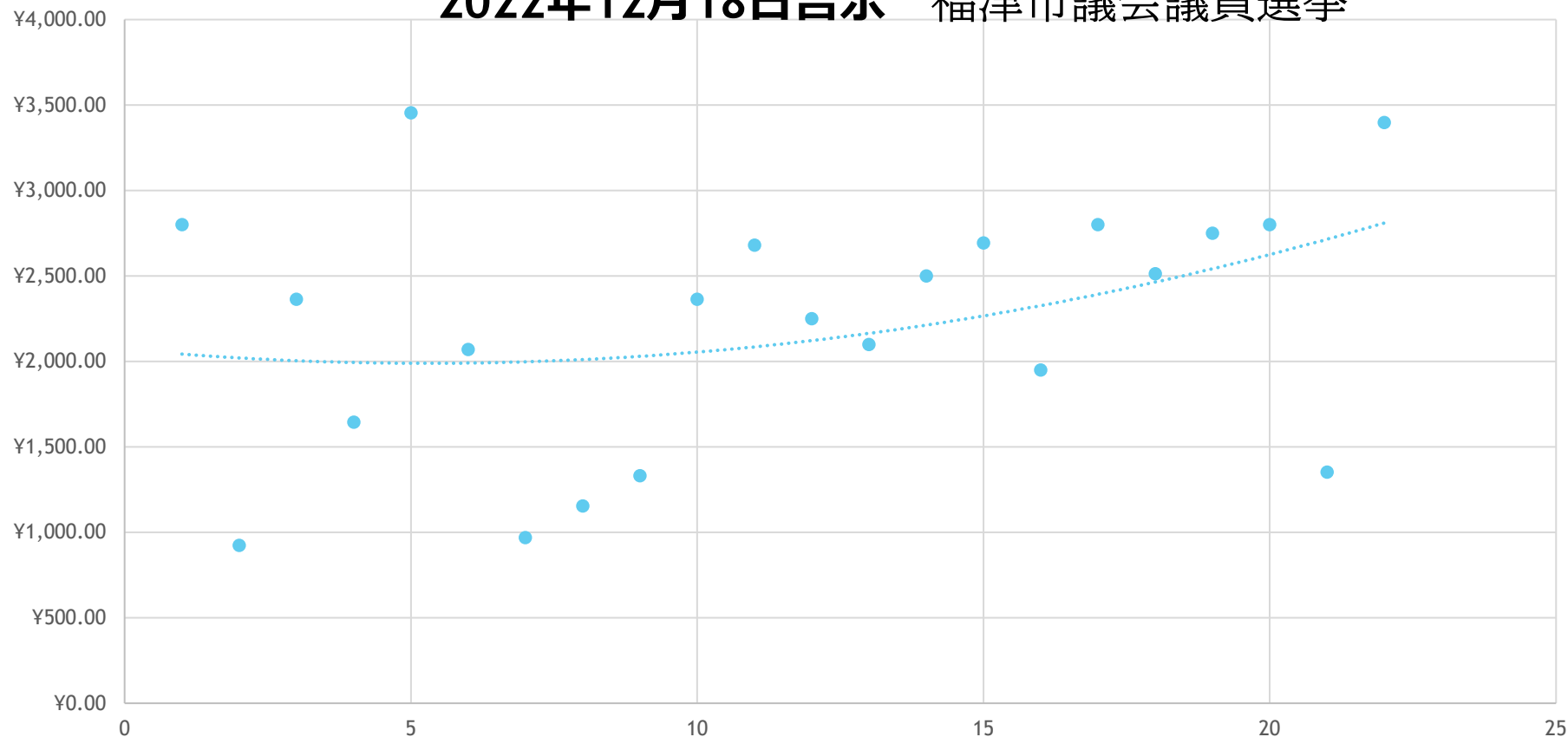
2023年04月16日告示（統一地方選挙）岐阜市議会議員選挙



▶各候補者のポスター1枚あたりの単価（縦軸）×各候補者の得票率をプロットした

ポスター1枚あたりの平均額は811.28円
掲示場数は440カ所

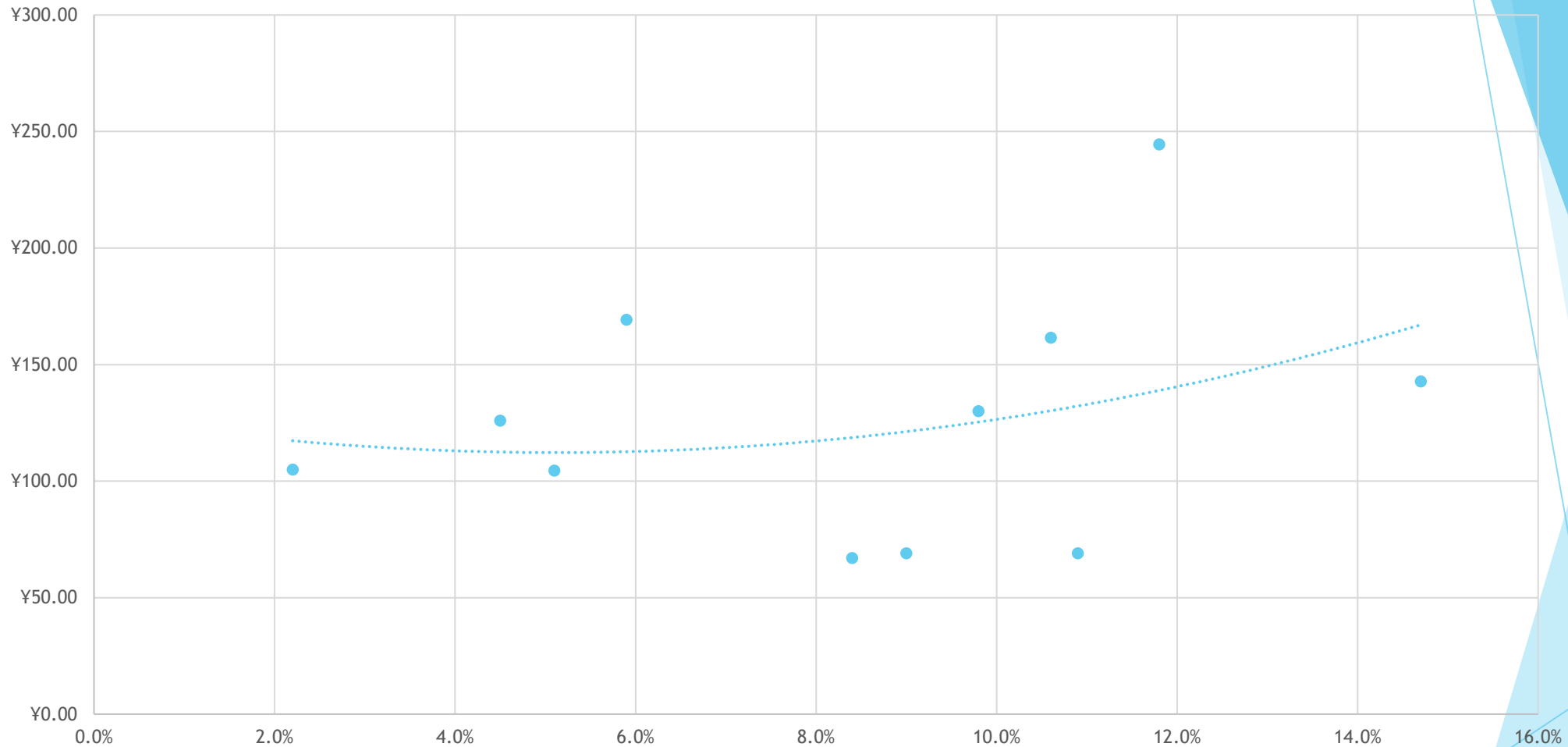
2022年12月18日告示 福津市議会議員選挙



▶各候補者のポスター1枚あたりの単価（縦軸）×各候補者の得票率をプロットした

ポスター1枚あたりの平均額は2221.06円
掲示場数は101カ所

参议院議員選挙（東京選挙区）

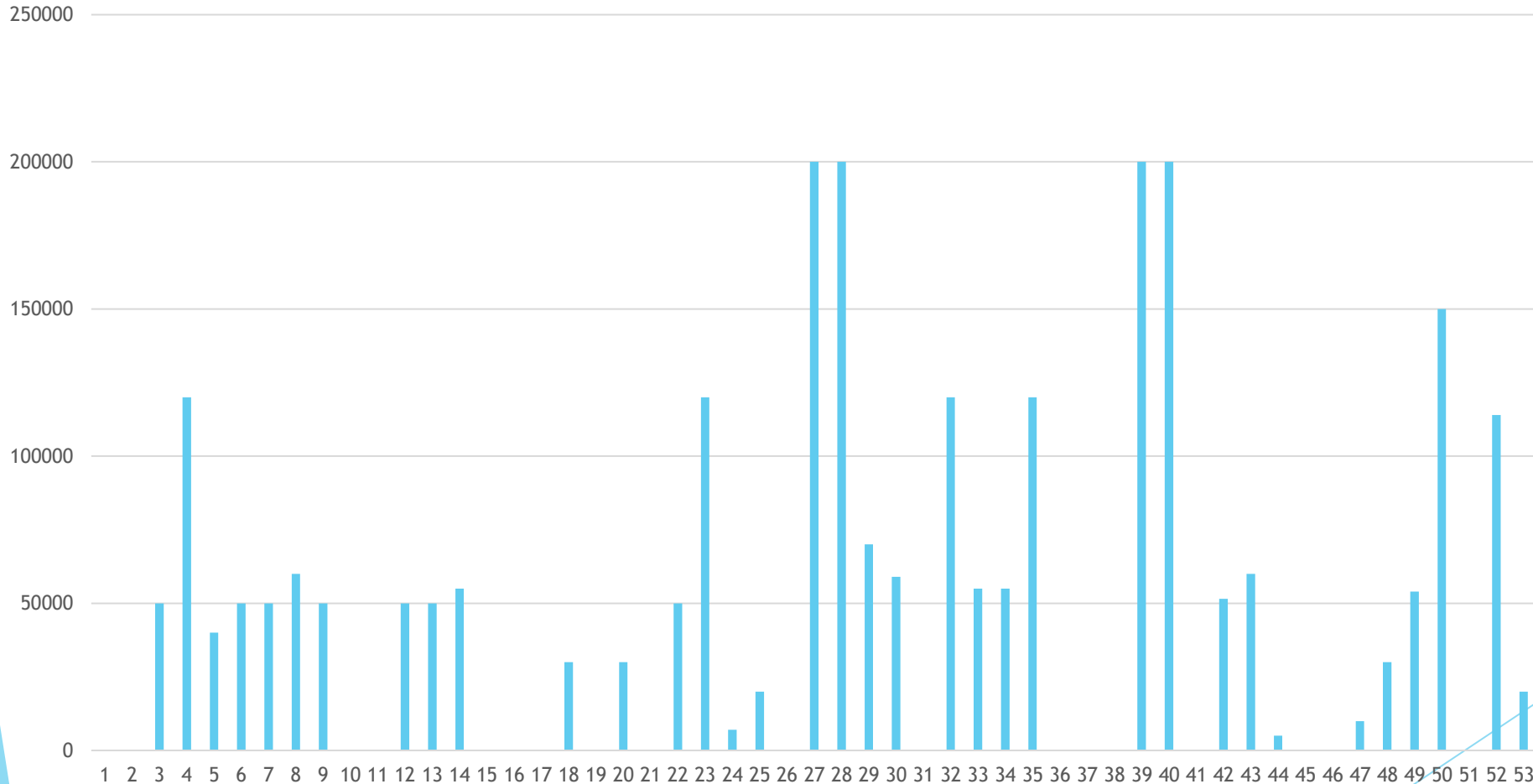


▶各候補者のポスター1枚あたりの単価（縦軸）×各候補者の得票率をプロットした

ポスター1枚あたりの平均額は126.22円
一枚あたりの公費請求限度額は69円

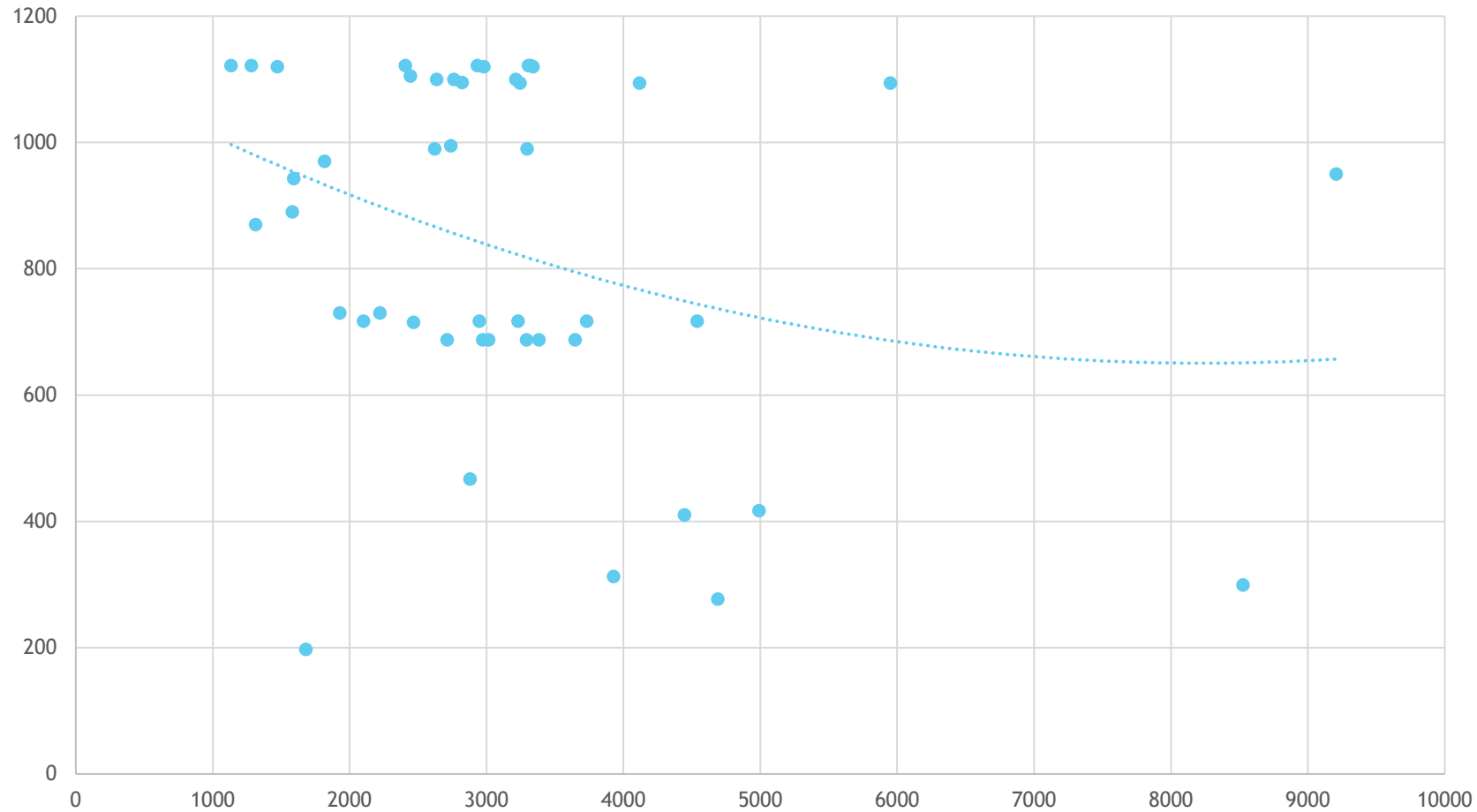
岐阜市 写真撮影費

(岐阜市は、独自の取り組みとして作成費用の内訳についても提出を促している。提出があった候補者の「写真撮影費用」についてもグラフ化した。



最高額は200000円。
最低額は5000円。
内訳の記載があった者のみ
での平均額は74444円。

町田市議会議員選挙



▶各候補者のポスター1枚あたりの単価（縦軸）×各候補者の得票数をプロットした

ポスター1枚あたりの平均額は842.1円
掲示場数は511カ所

参議院議員選挙のポスター費用請求内容からの気づき

- ▶ 掲示場数は14270カ所。
一番少ない作成枚数は16020枚⇔一番多い作成枚数は30000枚
- ▶ 請求できるのは28540枚
- ▶ ポスター掲示場数の2倍も作成して、ポスターは無駄になっていないか？本当にその枚数納品されているのか？公費で作成しているのであれば、余ったポスターが多すぎるのであればポスターの用途がどうなっているかも確認が必要では？→例）公費で作ったポスターを、後日他の事に利用していないか？
- ▶ 上限額が低いので安くしようという意識が働くのか、市議選等と比較した時に一枚あたりの作成単価は市場価格にかなり近い額となっている。

今回の調査から判明したこと

- ▶ ポスターの金額と、得票数には明確な相関関係はない
- ▶ 同じ掲示場数であっても、各候補者が作成する枚数はバラバラ
- ▶ 公職選挙法上の上限金額や上限枚数などについて、本当にその枚数が必要なのか、市場価格と比較した上での適正額なのか、個人差も大きくその根拠が不明
- ▶ そもそも各候補者がポスター作成にいくらかかったのかについては通常公開されておらず、情報公開請求をしなくては知ることができない

情報公開を進めることで価格や枚数が抑えられるか？

- 選挙後に、選挙ポスターにおける公費をいくら使ったのか公開する事で、出来るだけ安く契約しようと候補者自身が意識が高まるのではないか。
- しかし、過去の住民監査請求における作成業者の証言（平成20年旭川市監査資料）では「公費負担の限度額が公表されているのであるから、その予算内だと要求されれば、限度額近くになるのではないか。」という声もあり、営利目的である作成業者が上限額に近い金額で注文を受けようとするのはある意味自然な流れである事から、情報公開における効果もそこまで期待できないのではないか。

まずやるべき事は...

市場調査を行い、上限額や上限枚数の適正化を進める。

- ▶ 現在の市場価格を調査した上で、改めて上限額を決めるべき
- ▶ 上限枚数についても、掲示場の数と同じだけしか公費で支払われない選挙があれば、参議院議員選挙のように掲示場の2倍の枚数を公費で支払える事となっている選挙もある。2倍も作成して一体何に使うのか？掲示場数と全く同じ枚数までしか作成できないのであれば、むしろそれでは予備が足りず張り直しなどで対応ができないのではないか？等の細かな議論も必要である。